

1. 件名：設計及び工事の計画の変更認可申請に関する事業者ヒアリング
(東海第二発電所の設計及び工事の計画)
2. 日時：令和3年9月6日 10時10分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室 (一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※ TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 プラント管理グループ 担当

発電管理室 部長、他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」(令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 審査スケジュール(案)：2021年9月6日
【残留熱除去系主配管、原子炉格納容器配管貫通部・電気配線貫通部】
- (2) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料
(改11)
- (3) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補正申請範囲
(案)
- (4) 東海第二発電所 コメント回答整理表(残留熱除去系配管及び原子炉格納容器電気配線貫通部の改造)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。それではこれから東海第 2 発電所の
0:00:09	設計及び工事計画の変更認可申請書に係る事業者ヒアリングを行いたいと思います。
0:00:17	まず資料の確認のほうですねお願いいたします。はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それは資料の確認をさせていただきたいと思います。
0:00:27	一つ目の資料がスケジュールでございます。
0:00:30	二つ目の資料について、東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請書の補足説明資料改訂 11 でございます。
0:00:39	三つ目の資料が設計及び工事計画返還に質問するか申請書の補正申請範囲案でございます。四つ目の資料がこれまでのヒアリングで確認事項となっていた点をまとめたコメント回答整理表でございます。
0:00:55	以上四つの整理評価四つの資料から御説明をさせていただきたいと思ます。
0:01:02	はい資料のほう過不足なくいただいておりますのでそれでは資料の内容のほうの説明をお願いします。はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それでは本日のヒアリングの内容でございますけども、先回 9 月 1 日の設計及び工事計画変更認可申請書において確認事項となりました点を
0:01:22	中心に一部再整理を行って参りましたのでその点を中心に御説明をさせていただきたいと思ます。
0:01:29	主な説明資料としては、資料の 2 番になります。
0:01:34	2 ページ目をめくっていただいて、海底 11-9 月 6 日でございます。補足 1 に適用条文の整理結果がございます。
0:01:44	それに紐づく補足 2-添付書類との整合を説明させていただきます。
0:01:49	また、補足 5 のところで、耐震強度計算書との電気ペネトレーションの紐付けについてご説明をします。
0:01:57	補足用のところで、一部図面について修正を行ってございますので、この点について種あの説明をさせていただきます。
0:02:05	主にはこの大きく三つの点について御説明をさせていただきたいと思ます。
0:02:10	それでは、発電所のほうから 10 に従って御説明をお願いいたします。
0:02:19	はい、日本原子力発電東海第 2 発電所の小森でございますよろしくお願いたします。最初に御確認させていただきたいのですが、本日のヒアリングの説明の順番として、補足の 4、補足の 5 で概要の変更点等、
0:02:38	前回のコメントを説明させていただいて、最後に補足 1 の整備について

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	コメント回答結果をご報告させていただく形でヒアリングをしたいと思うのですがそれでよろしいでしょうか。
0:02:54	はい。その進め方でお願いします。
0:02:59	はい、わかりました。では補足の4のほうの説明を東海第2号違反の方から実施していただきますのでよろしく願いいたします。
0:03:15	発電所のタカシマです機構取りますでしょうか。
0:03:19	はい、聞こえてます。そしたらですね以前ご指摘いただいた補足の4のところについて、どうあるちゃえ系については一発生装置の削除する金についてですね紐づけ資料を追加しましたので、
0:03:34	その御説明です。時補足のページ数で言いますと、
0:03:43	1291 ページですね。
0:03:49	すみません飛んでしまいません。
0:03:55	ここで主配管変更概略図ナンバー6 というところで、もともとですねさRHRA系に計画性板pH制御装置の
0:04:08	接続箇所ですね、Xの25。
0:04:13	はい。
0:04:15	いいですか。
0:04:16	ペネトレーションNo.レックス 25 円に繋がるところですねX25 円の上流側にtが入るんですが、ここにもともとペア制御装置がつくという計画でございました。今回の変に合わせまして、ここの接続位置がAからBに変わるというところで、
0:04:34	当期が削除になります。
0:04:37	ここの紐つくよう目標としましては、
0:04:43	1314 ページをご覧ください。
0:04:58	別途、
0:04:59	ここでひもづけましてスモールBですねちょっと変更後の要目ではバーになってございますが、もともとここはSTPT-41 までの経緯が入る計画でございましたが、先ほど申しました通り、このTが
0:05:14	AからBに変わるというところで、ちょうどこの同じページで下にSが入ってございますが、ここに時が変わるという内容になってございます。補足4については以上でございます。
0:05:31	はい。説明ありがとうございました。
0:05:39	はい。特に確認事項とコメントございませんので次の紙の説明をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:51	日本原子力発電東海第2発電所の思いはございます。続きまして補足の5の説明を等倍第2発電所のより説明していただきますのでよろしくお願いいたします。
0:06:06	はい。
0:06:08	日本原子力発電東海第2発電所の石川です。聞こえておりますでしょうか。
0:06:14	はい、聞こえてますので、お願いします。それでは、補足の説明をさせていただきたいと思います。右下のページ番号で1358から御説明させていただきたいと思います。
0:06:30	1358ページ表紙のため割愛させていただきます。
0:06:37	続きまして、1359ページのですけれども、概要のほうを、は、
0:06:44	これですね、電気ペネトレーション今回取りかえるという中でスリーブ長さが50mm程度短くなりますということで今回併任をさせていただきたいと。
0:06:56	ことでございます。内容の下の図との内容については変更ございません。
0:07:03	続きまして1360ページのほうを、に來ます。こちらのほうから電気ペネトレーション耐震に関する説明ということで、右側、左側ですね、応用解析モデルと
0:07:18	もう一番上のポツですけども、スリーブ長さが短くなると下の図にあるBLEVE管の長さが短くなるとステイに係る応力は小さくなった。
0:07:29	そちらのページからの赤四角ですね、耐震計算シートA-1とか2とか、こちらが
0:07:37	耐震計算書に記載のあるところで紐づけをさせていただきますが、まずはこちらのページを説明させていただいてから次へ実際の
0:07:48	執権参照と
0:07:50	について説明させていただきたいと思います。
0:07:53	2ポツ目のほうですけども、今回取りかえが全体するも小さくなる結果で成功によります伸長率になると。
0:08:01	左下の図は変更ございません。
0:08:06	右側の保育耐震計算書についてですけども、皿の長さが短くなると評価点に対して作用するモーメントが小さくなりますってということとつつ両替成功により小さくなる。
0:08:18	3ポツ目ポールえりこういう周期ISA購入小さくなどが
0:08:23	こういう正規の変動を
0:08:27	範囲内とした後、
0:08:29	そうでありますけど、
0:08:32	こういう周期はこの範囲とするため、成功2と同等のシートとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	矢印でございますが、評価結果というのはですね、スリーブの長さ質量深度から求められますが、これは全体的な小さくなる傾向でございますので、成型工認の結果と同等というなります。
0:08:53	こちらの評価に使う数字というのは
0:08:57	もう明白に小さくなるってということで、
0:09:00	技術基準。
0:09:03	議論正確に多分サイさん不要というふうな記載をさせていただいてございます。
0:09:09	続きまして 1391 ページ以降は
0:09:14	実際に耐震につれについて経産省の抜粋になります。
0:09:19	左側のA-1 というところですね、これが、長さが短くなりますというところでのに、eの左下が重さ自然地。
0:09:30	右上が紹介使うスペック
0:09:33	右、下の方いきまして、それがこういう振動をに使ってる評価に使っての値でございます。
0:09:41	これらの値が変わりますが小さくなるほうで考えてますということでございます。
0:09:48	続きまして 1362 ページ、こちらがこれから評価するところでございますが、左上の表の 4-16MWというところ、PのPというところはですね深度×質量、
0:10:05	で求められます地震動というのはほぼ変わらずで質量というのは小さくなるため、Pとは小さくなります。
0:10:14	AMですね、は深度×質量×も面談
0:10:19	次の目玉水分長さ。
0:10:23	振動程度質量モーメントは小さくなるということでこれは地震荷重というのは、
0:10:29	小さくなる。
0:10:32	改造の断面において／安全側になると。
0:10:37	ということでございます。こちらの表の 4-16 を使ってですね、左下右行く
0:10:46	評価結果ですけども、
0:10:50	吊具長さの左下に記載させていただきますけども、
0:10:54	スリーブ長さ室の振動が全体小さくなるということから実践荷重が小さくなり、発生応力もそれ工認の結果と同等という形になると記載してございます。
0:11:05	A-4 とか記載のあるところですね、1362。
0:11:12	1365 ページ。
0:11:16	以上ですけれども、これらの数字は、
0:11:19	小さくなるかということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	続きまして、
0:11:26	1364 ページのほうからさせていただきます。ただ強度に関する説明と、
0:11:33	いうところで左な基盤二つ計算のところでございますが、内圧に対する必要厚さを囲む雪内圧とスリーブ長さだ負担会計材料による強要を引っ張り応力を用いて計算されます。
0:11:50	今回こちらについては変更がないので、現在の
0:11:55	強度計算書、
0:11:57	ただ、必要厚さの変化はありません。
0:12:00	こちらと同じように悪化四角枠で
0:12:03	義務づけされてるところが記載されてございます。
0:12:07	2 ポツ目外圧に対する必要厚さというのは、格納容器外圧スリーブ及びアダプターの外径と企画のB1 と言われるものを用いて計算。
0:12:20	阿部でIを用いて算出されるD値というのは、Lが短いほうが、必要厚さが小さくなどに寄与するため、開発に対する必要厚さは成功に包絡されると。
0:12:33	あとでございます。
0:12:35	企画の本日はちょっと御確認いただければと思いますね。
0:12:41	登用費用
0:12:43	右側の応力評価のござい
0:12:46	ところでございますけれども、
0:12:50	このスリーブ長さが短くなると評価点に作用するモーメントは小さくなると。
0:12:56	ということですスター質量前成功により小さくなる。
0:13:01	日ごとで評価部位に作用するモーメントが小さくなるため成功年 600 に包絡されると。
0:13:08	ちょっと予定をしてるの。
0:13:13	すみません、やって技術基準適合性確認のため再計算は不要である。先ほども対象に、
0:13:20	ところと同じ記載の仕方とさせていただきます。
0:13:27	いえ、1365 ページから実際の強度計算書の内容がございませぬ。
0:13:34	e-1 というところがないやつのところでございますがないやつに
0:13:40	使用される
0:13:43	辺りというのは今回変更になるところ。
0:13:47	関係ございませぬので、こちらは変わりませぬ。B-2 の開発のところですがけれども、こちらの
0:13:54	T-。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:56	スモールDを計算すると思うと、このBという、こちらが長さも小さくなると、こちらの値が大きくなると。
0:14:04	そうすると、結果して切りは小さくなると。
0:14:08	こちらの規格に基づくPの
0:14:11	続いて
0:14:13	出させていただきます。
0:14:16	JPさんのところの実際のその規格のところ、
0:14:20	この数値ですね。
0:14:23	B4 というのが長さそちらの変更です。
0:14:28	続きまして 1366 ページ、A-5 が
0:14:36	重さが
0:14:38	町の
0:14:39	B6 というのがした。
0:14:43	日記裁判すけども、スリーブ長さ質量というものが小さくなる。
0:14:48	という傾向でございますので地震荷重も小さくなっ
0:14:52	システム面体制工認の結果に包絡されると。
0:14:55	いうことでこれらの評価すべて同じような結果になります。
0:15:03	1367 ページ、こちら内圧のところに変更ないので、
0:15:10	マークのところですね。ということでないやつはいいことです。
0:15:15	当材料の
0:15:18	項目の下に
0:15:20	CSTPLっていうのは、また鋼管であり
0:15:25	燃材料という記載をさせていただいております。
0:15:29	こちらが企画の黒線を踏襲というのがですね。
0:15:34	何かで
0:15:37	CSPBPLが何かっていうのが記載がありますので企画のほうを確認いただければと思います。
0:15:48	その次、1368 ページ以降、こちらについては以前から変更はございません。説明は以上になります。
0:16:00	はい。説明ありがとうございました。それでは確認事項のほうですね。
0:16:10	規制庁皆こうです、補足 5 に関してなんですけど。
0:16:16	ちょっと細かなところは置いといて、事業者の確認、事業者の考え方が確認したいんですけど、今回この説明を踏まえると、電気ペネの耐震性等、強度計算書は、今回電気ペネの寸法を短くすることで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:34	代表は変わらないんだけど、計算結果は変わりますっていう説明内容だと思います。計算結果が変わるんだけど、
0:16:45	あのSA工認の結果に対しては、その包絡される包絡性を有してますっていうのがこの補足説明資料での説明だと思うんですけど、今回変更認可申請として電気ペネの耐震性等強度計算書、
0:17:02	についても当初申請をするというように伺ってますけど、その申請内容はどのような内容になるんでしょうか。
0:17:18	日本原子力発電東海第2発電所の石川です。
0:17:23	変更をしないといた申請内容になってございます。
0:17:31	規制庁ミナカワです。
0:17:34	規制庁ミナカワです。すいません変更しないっていうものの意味がよくわからないんですけど。
0:17:41	何に対して変更しないっていうことなんですか。
0:17:51	例えば日本原子力発電の松本でございます。SA工認での評価から変更はないというものを評価を評価点記載をした添付書類を添付する予定です。
0:18:03	規制庁ミナカワセットここで言ってるSA工認の評価って何を指してるか教えてもらっていいですか。
0:18:11	はい、平成30年の10月18日に認可いただきました。新基準適合性に係る工事計画認可になります。対象になります。
0:18:22	規制庁ミナカワです。その中の計算結果コールっていう理解でいいですよ。
0:18:34	はい。
0:18:34	日本原子力発電とかでいい。
0:18:38	発電所の石川です。はい、そうでございます。
0:18:42	なので、その計算結果をコールけれども評価結果が変わらないっていう内容だと思うんですけどそれはその補正申請の中でどのような申請内容になるんでしょうかっていう確認なんですけど。
0:19:05	人月月のマツモトでございます。
0:19:09	今の御説明少し差し上げたところでございますが、評価の中で
0:19:15	今回の工事によって改造によってACA評価をカバーの結果わかるけれども、その最終的なその結果については、先ほど申し上げて成功の中に包絡されるというものを記載した添付書類を申請する予定でございます。
0:19:36	規制庁ミナカワです意図も一つ確認なんですけど、そうすると、結局電気ペネ等を残留熱除去系で、その計算書の出し直し。もしくはその出し直さないっていうのの違っているのはどういう整理になるのか説明いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:55	原電の松本でございます。残業女性の方につきましては、IIかも改造ということもございまして、解析モデルを使った評価になりますのでそこは解析を要はもずっと流れとしましては
0:20:13	結果としてAMGになるような結果になるような感じはしませんけれども、そこは結果としてですね、担当解析をやらないと証明できないのかなということでそこをつけると。ただ弁の方につきましては、先ほど御説明した通り、パラメーターをてけばですね、
0:20:30	結果としてNGIになることなく、
0:20:33	衛星工認での結果に包絡されるということで評価をしてございます。
0:20:40	規制庁ミナカワ市さんの説明を終わりました。その上でちょっと確認したいんですけど、補足 5-1360 ページ。
0:20:50	2、今回スリーブの長さが短くなったり質量が短くなったりっていうところで、こういう周tが変更になると思うんですけど、この混入周期はどうやって出したんでしょうか。
0:21:08	日本原子力発電東海第2発電所の石川です。こちらの解析になります。ただ改定の固有種そういった今わかってますので、わからないところで石化できるかということでございます。
0:21:24	規制庁ミナカワです。そうすると多分固有周期で解析やってると思うんですけどすいませんその意味でRHRとSとの違いがよくわからないんですけどもう1回説明してもらっていいですか。
0:21:39	ただですね今の日本検証課題。
0:21:42	発電で、東海大の石川でございますけれども、
0:21:46	すでに今の
0:21:49	それ工認で評価値っていうのは出てますが、
0:21:53	それに対して今回 5cm程度短くなるといったときに、ここはこういう周期がどうなるかというところでございますけれども、5cm程度のみを変更だっただけ少ない変更税で
0:22:08	設計ができるということでございます。
0:22:15	大きく変わらないっていうことが
0:22:21	ことで設計で切るということでもせず、
0:22:28	小さく同等以下ということに
0:22:32	記載をさせていただいてます。以上です。
0:22:37	。
0:22:38	ミナカワですけど、何かそういう意味だとなんかを私はRHRと電気ペネで計算書を提出する市内の区別がよくわからないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	ちょっともう1回説明してもらえますか。
0:22:52	体制についてはですね長さ質量振動というところできます。スリーブ長さ質量というのは身近な案。
0:23:03	係数としては安全がんになる方ってのは確定しています。それと振動というところですけども、シンドローム構成と下の表に
0:23:14	ございますけども、
0:23:17	解析の結果の通知がありますけれどもこちらでこの赤線の範囲の設計になる。
0:23:28	ので。
0:23:30	発行の範囲から小さくなるっていうのは
0:23:36	同等か小さくなるっていうのは間違いないので、
0:23:40	いう
0:23:41	ことで
0:23:43	包絡されるというふうに
0:23:46	なります。
0:23:48	以上です。
0:23:49	ミナカワですけど、ちょっともう1回確認なんですけどこの1360ページのこういう周期については、まず今回のその質量とか寸法が変わったもので、
0:24:06	解析で固有周期をまず出し直した結果、この点線なのかもしくはこの点線の範囲なののが困難ですけど、そうそれを確認しているっていう理解でいいですか。
0:24:24	そう。
0:24:26	日本原子力発電東海大の石川です。固有周期良いなんですけれども、設計をして設計にあたって物を作っていくということになりますので、
0:24:40	こちらの今の評価になるように物をつくると。
0:24:45	いうことでございます。
0:24:57	すみません。ちょっとよくわかんないんですけど、今回の変更こういう種
0:25:04	聞いているんですけど。
0:25:06	そのもととその寸法を変更する前の既工認でのこういう周期の結果、
0:25:13	に対して、今回先方変更を指定してるも小さくなることで、
0:25:18	それを踏襲した計算をするとこういう褶曲変わるんでしょうかかわらないんでしょうか。ちょっとそこのまず事実関係を説明していただけますか。
0:25:36	ちょっと、
0:25:41	ちょっとお待ちください。
0:26:27	日本原子力発電東海第2志賀でございます。こういう
0:26:33	固有周期ですけども、実際ものをつけたとき、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	質疑が1とか微妙なところで変動が、
0:26:45	そう。
0:26:46	するものでございますので、まあ設計上、ここに瀬、
0:26:51	位置あわせて今回の変更によって大きく変わるものではないということで、数 で従って
0:27:01	今回のSA工認の評価とと比べましても変わらないというふうには考えてござ います。
0:27:09	すいません現在のアリモリですけども、1360ページのこの結局固有周期は既 工認の中で、今回の位置する変更は変わる、変わらないというのと、どこを表 してるんでしょうか。点線で消火実践でしようか。
0:27:27	。
0:27:31	はい、日本原子力発電東海第2発電所の石川でございます。これ実線がSA 工認、
0:27:40	変遷が今回変わったとしてもこの範囲、
0:27:46	ということでございます。
0:27:50	はい。
0:27:51	規制庁ミナカワです。こういう周期は寸法変更後のモデルで計算をしているん でしようかしてないんでしょうか。
0:28:05	はい、日本原子力発電東海第2発電所の石川です。そちらはしてございま す。
0:28:13	規制庁ミナカワです。今回の申請って変更認可申請だと思うんですけどそうい う意味ではもともと受けてる、既工認から今回その改造を行うことによってどう いう変更があるのか、その変更が、
0:28:30	問題ないのか。
0:28:32	ていうのを我々確認するんだと思ってるんですけど、そうそういう意味でこの電 気ペネの前と変更に伴ってその申請の中の情報っていうのは、今時点で事業 者としては十分だと考えてますでしょうか。
0:28:53	はい、日本原子力発電東海第2発電所の石川でございます。
0:28:57	繰り返しになりますけどもスリーブ長さ質量麻酔どうもここ
0:29:02	影響の範囲ということで、改造の評価に対して、安全側に評価するという形に なると考えてございますので、
0:29:15	います。
0:29:19	すみません、原電のアリモリですけども、こちらが今確認点としてなっているの は、
0:29:26	既工認から耐震計算書も含めて変更があるかないかでないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	考えてたんですけど、今回の説明資料の中で、
0:29:38	耐震計算書や含め手続き工認から変更があるなしのどちらかという点と、その上で評価がどうなるかというところでポイント二つで説明してもらってもいいですか。
0:29:53	はい、少々お待ちください。
0:31:11	すみません、日本原子力発電東海大の石川です。
0:31:14	今回変更しないというふうに考えてませんが総合耐震
0:31:21	正の計算書というの
0:31:26	安全側に評価している評価書
0:31:29	でございます。そこ辺りに対してそういう。
0:31:36	評価の仕方をしてございますので、今回
0:31:40	評価に使う数字ているものについて、考えれば
0:31:45	今の体制、
0:31:47	全員についての計算書保護
0:31:50	ほか案。
0:31:52	前に考えている考え方の数値が
0:31:58	続いてより安全になるということでございますので、石川さん、水と説明の途中ですいません。今の考査の2点目のほうで、1点目のまず安全側とか安全が関係なくですね。
0:32:10	耐震計算書も含めて既工認から変更記載に変更があるかないのかという。
0:32:15	その事実確認がまだ今こちらでスタートしていない時点になってますので、まず今回のスリーブの変更によって、既工認から耐震計算書も含めて変更があるかないのか、ある場合は外筒仮想
0:32:30	ここでない場合はどうしてないというところを説明してもらっていいですか。
0:32:35	うん。
0:32:40	専門家ます。
0:32:43	はい、日本原子力発電東海大の石川ですがの長さの記載のところは変わりつつ。
0:32:52	それから変更するかしないかというところでございますけれども、
0:32:59	今言いかけました通り、
0:33:03	当初
0:33:06	より厳しい側で考えたところをの
0:33:12	3種類になりますので、そういった考えのところは変わらないというところですので変更しないというふうに考えています。
0:33:22	規制庁ミナカワスリット今あれですか、事業者が言いたいのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:27	寸法は変わるんだけど、寸法がこもると。基本的な発生値等は低くなるの って、計算書上は保守的に寸等を変えないままの計算書で、それで申請内 容としては変更ありません。
0:33:46	どういうふうに事業者としては申請しようとしてるってことでしょうか。
0:33:54	はい、日本原子力発電東海第2発電所の地下ですね。その通りでございま す。
0:34:01	規制庁ミナカワですー等そうすると
0:34:04	やっぱり1360ページのところの固有周期の結果というのは、少なくとも補足説 明資料で示すべきだと思うんですけどいかがでしょうか。
0:34:35	原電の松本でございます。わかりました。今奥行き集計の結果につきましては 変わらないということで補足説明書のほうに追加したいと思います。
0:34:46	規制庁ミナカワです。わかりました。確認ですけどその固有周期が変わらない ってというのは既工認の計算書ベースで、
0:34:57	こういう周期の解析モデルのところの電気ペネのところ簿へと寸法短くをして、 実際にこういう周期Eの解析をした結果をここに補足説明資料に説明いた だいて、
0:35:13	SA工認時の固有周期から今回変更を寸法が変更したとしてもこういう周期は 若干変わったとしても、
0:35:22	このスペクトル図から深度変わらないっていうそういうことを示すって理解 でよろしいですか。
0:35:50	原電の松本でございます。
0:35:52	先ほどちょっとアルバックあれと計算して今出してるわけではないのであろうと 変わらないってものをですね、説明する形で、
0:36:02	しないと思います。
0:36:05	規制庁ミナカワです。すいませんちょっともう1回確認ですけど、既工認時ん ときはこういう周期ってどうやって出してるんですか。
0:36:20	日本原子力発電東海第2発電所の石川です。解析の経営してございます。
0:36:27	はい。今回その寸法が短くなったり質量が変わったりすることで、同じようなそ の解析をしたら、それをこういう周期は、
0:36:37	変わる可能性もあると思うんですけど、それはいかがですか。
0:36:47	日本原子力発電東海第2発電所のリスクからです。
0:36:52	こういう周期ですけども、
0:36:58	定性的にはですね
0:37:01	会議に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:03	1回解析した結果をもとにですね範囲以内におさまるような設計というのはできますので、そういったところを示したいというふうを考えて、
0:37:18	すいません。
0:37:22	今私はあくまでと向け耐震計算書上の話をしてるだけなので、ちょっと設計の話をよくわかんないんですけど。
0:37:30	今回その寸法が変わることによって、既工認と同じような解析をした結果こういう周期が変わるのかわからないのか。
0:37:43	その結果、深度が同じなのか同じじゃないのかって言うのを示してもらう必要があると思うんですけど、それはあくまで計算書上の話なんですけどその点いかがですか。
0:38:06	少々お待ちください。
0:39:19	はい、日本原子力発電東海第2発電所の石川です。計算書上の固有周期カ一周期でございますけども、こちらの方に対しては、これと同等以下ということ。
0:39:36	もうになります。
0:39:39	記載についてはということでございます。
0:39:45	スラリーへとミナカワですけど、今回のあれですよ、事業者で、
0:39:51	確認するのは、サインどうかSA工認時からの固有周期、
0:40:02	に対する
0:40:04	今回の寸法変更でこういう周期がどうなるかっていうのを踏まえて深度が変わらないか、もしくは震度がSA工認時、
0:40:14	以下になるのかっていうところを示す必要があると思うんですけど、すみませんそれが正当解析をしないレース示せるっていうロジックがちょっと私よくわかんないんですけど、その考え方ももう移行してもらえますか。
0:40:35	はい、日本原子力発電東海第2発電所の石川でございます。
0:40:39	固有周期ですけれども
0:40:43	実際の大物の付け方サポートとか、そういったものを含めて、こういう周浸透
0:40:55	中期というものが決まります。
0:40:57	ですので、計算値においてA評価した上で、そこにおさまるように現場施工するといった形になりますので、まず計算のところ、
0:41:10	評価してそれにあわせて現場を行うということです。
0:41:17	従って、まずはその計算地域評価結果があって、その評価の合うように現場を作るということになりますので
0:41:33	その評価について、まずその評価っていうものについてはとかそれ以下、
0:41:40	計算されて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:44	それから、
0:41:45	ただ、限度な行われるということでございます。
0:41:53	ミナカワですけど。
0:41:56	すみません、やっぱりよくわかんなくて、あれですか。今おっしゃってんのこのSA公認のこういう周期と変わらないように設計をするってことですか。
0:42:11	はい。原電東海第2発電所の石川です。はい、という
0:42:17	あとですね。
0:42:26	はい。
0:42:36	ミナカワですけど、すみません、ちょっと確認なんですけどこういうやり方って何か実績あるんですかとうんネット経産省で全体としては保守性が確認できているので、計算書自体は再計算しませんで固有周期についても、
0:42:56	変わる可能性はあるんだけど、それは設計で合わせられるので大丈夫です、設計で調整しますっていうような前例であるんでしょうか。
0:43:17	4弁所達おっぱい電子化です。すみません、そこまでは把握してございません。
0:43:50	はい。
0:43:54	規制庁ミナカワです。わかりました。その実績までをワークしてないってことということなんですけど、ちょっと確認したいのは、今回その寸法が短くなって落成を計算書上を全部保ってるかっていうのを確認したいんですけど。
0:44:14	その上ではこの補足ことだと、今抜けているものとしては変わったものでこういう周期を既工認と同様計算したときに本当に振動が変わらないのか、もしくはそれ以下になるのかって言う根拠が補足説明資料上示されていないと思うんですけど。
0:44:34	その点を補足説明資料に追加をしていただくことは可能ですか。
0:44:47	日本原子力発電東海第2の石川です。補足資料に追加したいと思います。
0:44:56	はい、了解しました。今の話を踏まえると、電気ペネについては寸法が短くなって質量も短くなるけれども、耐震計算書上は、
0:45:10	寸法とか質量とかを変えないでいい結果がいわゆる既工認の結果、
0:45:18	ほぼその保守的にそのままにして、
0:45:23	今回の申請としては、
0:45:26	計算結果が変わらないっていう申請を出す。
0:45:31	その前提としてはあくまでその固有周期の結果で、
0:45:35	進度が凍らないかもしくは震度が下回る化っていうのをその根拠を出してもらった上でなんですけど、そういうふうな考えていう理解でよろしいですか。
0:45:50	日本原子力発電東海第2の石川でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	はい、その通りでございます。
0:45:57	以上です。
0:45:58	はい、規制庁皆様こうです、了解しましたが、基本的にはあれですか。今耐震の機器と議論しましたけど強度計算についても寸法とかそういうのは変わるんだけれども、
0:46:14	かわらない計算書のほうが保守的なので、
0:46:19	今回の計算書としては変更がありませんという申請を出す。
0:46:24	っていうふうに事業者考えてるっていう理解でよろしいですか。
0:46:31	はい。日本電車かつ全東海第2発電所の石川です。はい、その辺のところに考えてございます。
0:46:37	ミナカワです。了解しました。補足5については以上です。
0:46:50	。
0:47:14	規制庁ミナカワで少々お待ちください。
0:47:37	規制庁ミナカワですいません。
0:47:40	ちょっと1点、先に説明していただきたいものがあるんですけど、補足の1-5乗の影響確認のところの水平標高の件。
0:47:53	残留ね塾系統電気ペネで今回その改造をしたとしても、その水平2方向の影響評価結果には影響がありませんって言うところの考え方を先行的に説明してもらってもいいですか。
0:48:18	はい。
0:48:20	増減例の鶴田でございます。一つ次に5号のところ、
0:48:27	でございますね。
0:48:28	まず、
0:48:31	次に方向のほうにつきましては、
0:48:34	ちょっとまだの評価損個別評価すべき部分との何かに包絡されてるん大丈夫ですっていうお話になってる部分がございます。何かで包絡されて大丈夫ですっていうところにRHRの配管と。
0:48:51	糸川はいまして個別などこまでは行っておりません。
0:48:57	特にしてません。
0:49:00	RHRのほうは、
0:49:04	FRSですね、FRSをつくる際に、床応答なものですから1.5倍させたもので設計用に1.5名括弧させまして、そういうものは制限に方向の今日も一軸だと考えれば、
0:49:22	正直だけを考えれば問題ないというところで、
0:49:27	RHRの配管そのものは個別に基礎、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	強化するということは対象にはしてません。
0:49:35	答弁既定値のほうですが、連携の方も、
0:49:40	留意から水平 2 方向の評価に入りが得られてますので、影響軽微という形で整理されておまして、
0:49:48	それらもですので、個別の評価というところには、特に対象にはしておりません。
0:49:58	電気ペネのほうは、
0:50:01	RHRと同じく、原子炉建屋になりまして、各自た拡幅した。これ一つ買ってるっていうところもございます。
0:50:11	というところで
0:50:13	水平 2 方向に対する
0:50:17	評価方法と
0:50:19	っていうところが特に変更になるわけではございませんので、
0:50:24	同期今回
0:50:26	特に漸移高校に対してストップ個別に評価対象とするとか、そういうことは変更はございませんということになります。
0:50:35	以上でございます。
0:50:38	規制庁ミナカワ倉庫ありまして、ちょっと教えていただきたいんですけど、ページの 86 ページ。
0:50:45	補足 1ー添付の 2ー7 というところで五条の確認結果で水平 2 方向のやつが載ってますけど、RHRと電気ペネのところで確認したいんですけど、
0:51:02	電気ペネの水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせによるって書いてあって、従来評価にて水平 2 方向の地震力を考慮しているものでってあるんですけどせすいませんこの従来評価で水平 2 方向の地震力を考慮しているものでっていうものの意味を教えてくださいませんか。
0:51:38	。
0:51:39	所長がください。
0:51:44	9、
0:52:00	ピンクがついてるはずだと。
0:52:30	。
0:52:58	1、
0:53:36	はい。
0:53:58	社長。
0:54:51	今、
0:54:55	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:17	基本、
0:55:29	はい。
0:55:50	。
0:56:07	ちょっと後に質問しちゃってしまう。
0:56:11	すみません、今オンサイトでしょうか。
0:56:15	聞こえてますように、すみませんでしたねとちょっと今の補足を今ちょっと資料確率のちょっとすみません他の質問の方先でもよろしいですか。
0:56:26	後程を的確に回答します。
0:56:31	わかりました。ちょっと私のほうは以上です。
0:56:44	はい。それでは次の資料の説明をお願いします。
0:56:57	はい、日本原子力発電東海第2発電所の交流もございました。本籍を超えておりますでしょうか。
0:57:05	はい、聞こえておりますのでお願いします。
0:57:08	はい。続きまして補足の1のほうの説明をさせていただきます。資料につきましては、通し番号の4ページから説明をさせていただきます。
0:57:23	通し番号の4ページで設計及び工事へん工事計画認可申請書における適用条文等の整理ということで、今回変更点がポツの申請対象に前回のヒアリングで、
0:57:39	At圧代替注水系という記載が原子炉冷却系統施設の裁判上原子炉格納施設の社員間に入っておりましたが、再度確認結果、今回この系統の改造は含まないということで文言のほうを削除させていただいて、
0:57:59	見ますと、4ページについては以上です。
0:58:03	5ページからは原子炉冷却系統施設の主配管の時適用条文の要否判断の整理となっております。
0:58:13	変更点につきましては
0:58:17	4条、全体を通しての話なんですけども参画で整理した条文につきましては、理由のほうに
0:58:28	影響がないという表現があったところは参画については変更するものではないというふうに記載をさせていただいて、また
0:58:38	4条ですと設計基準対象施設の地盤に関する基本設計にもしについても変更がないことから審査改正上部を右にならないと。
0:58:48	いうふうに文言のほうを各条文修正させていただいております。
0:58:56	ページにつきましては6条も韓国ですので、同様の変更するものではないと、あと津浪に関する損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないという文言について、追加させていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:12	参画の成立によります 70 につきましても同様の説明となりますので、詳細の説明は割愛させていただきます 5 ページ以上になります。
0:59:24	6 ページにつきましては第 11 条の火災にその火災による損傷防止について容器判断を
0:59:32	今回先行電力 3 等を踏まえまして、再度整理させていただいて参画から丸に整理しております清流の方についても最後のものは審査最小条文とするというふうに
0:59:50	説明のほうを変更しております。
0:59:53	第 2、12 条につきましても
0:59:56	について等による損傷防止につきましても、これも先行電力さんを参考とさせていただいて、3 個から生まれの方に再整理しております。そのためリングにつきましても最後審査対象条文とするというふうに変更しております。
1:00:12	第十三条の安全避難通路等については影響がないとあったんですけども変更がないというふうにもう修正しております。
1:00:21	6 ページ以上になります。7 ページいきまして、第 14 条安全設備ですけども、こちら先行さんの
1:00:30	例を確認させていただいて参画から丸に修文しておりますそのため理由のほうは前段で話した条文と同様に
1:00:44	審査対象条文とするというふうな整理をさせていただいております。
1:00:48	第 15 条の設計基準対象施設の機能ですけども、こちら再度整理させていただいて参画から 0 に変更してついうの方についても最後審査対象条文とするということで修正しております。
1:01:04	第 19 条の流体振動
1:01:09	等による損傷の防止ですけども、こちらは参画で整理しておりますので設計を変更するものではないということと、あと基本設計施工指針についても変更がないという文言を追加させていただいております。7 ページ以上になります。
1:01:25	全員。
1:01:27	8 ページ通し番号 8 ページの第 26 条燃料取扱設備及び燃料中央設備についても、お茶参画ですので前段で話した通り、記載のほうに理由のほうについては記載を修正させていただいております。
1:01:42	8 ページ上ですね、9 ページにつきましても 32 条及び 33 条が参画ですので、理由のほうの文言を統一した文章に変更しております。
1:01:54	ページ以上です。
1:01:57	10 ページの第 44 条の原子炉格納施設についても参画の整理となっておりますのでこちらについても前段と同様に理由のほうを修正しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:12	11 ページに通し番号 11 ページの第 49 条についても、
1:02:22	解析モデル変更ないことから、基本設計を希少地盤の評価に変更はないためというふうには集合させていただいて参画ですので設計を変更するものではないと、あと関連する基本設計方針についても変更がないことから、審査解消条文とならないというふうに整備しております。
1:02:42	第 51 条の津浪による損傷の防止ですけれども、こちらも参画ですので
1:02:50	影響はないから変更するものではないという表現に変えても誤統一しております。第 52 条の火災による損傷の防止ですけれども、
1:03:02	こちらについては審査対象条文とするというところで出荷すみません、都産課から先行電力を参考に三国から丸に再整理をさせていただいて最終的に審査解消条文とするというふうに文言を修正しております。11 ページ。以上です。
1:03:21	12 ページ、第 54 条、重大事故等対象設備ですけれども、こちらも容器判断を参画から丸に再整理しております。理由についての最後審査解消条文とするというふうに修文しております。
1:03:40	第 13 ページです。
1:03:44	第 62 条原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉冷却系設備資金を整理は参画のままで
1:03:55	理由につきましては
1:03:58	設計を変更するものではないと、基本設計方針についても変更がないというところの文言を追記しております。第 63 条最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備についても参画の整備変わらずで、
1:04:17	62 条と同様の記載の修正をしております。
1:04:30	原子炉冷却系統施設の d は以上で、次に各原子炉格納施設の所配管のほうとなりますので、基本的に SE 条文の文言につきましては、
1:04:45	同じような修文をしております。
1:04:48	変更点につきましては第 5049 条については文言の変更のみとなっております。
1:05:03	51 号についても参画で変更する。また、
1:05:09	津浪基本。
1:05:11	こちらについては変更がないことが審査対象条文すいません 49 条についてはすいません基本設計方針の変更について。
1:05:19	ちょっと記載が抜けておりましたので、資料に反映させ提出させていただきま
1:05:28	第 52 条火災による損傷の防止ですけれども、こちらは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:34	原子炉冷却系統施設でも説明させていただいた通り、要否判断を参画変わるにしております理由については、原子炉冷却系統施設を同様ですのでつつ、
1:05:48	説明は割愛させていただきます。
1:05:51	続きまして通し 17 ページの第 54 条の重大事故等対処設備となります。こちらでも容器判断は参画から丸にしております。理由については現実の冷却系統施設で説明しておりますので割愛させていただきます。
1:06:11	続きまして通し 18 ページの第 64 条原子炉の格納容器内の冷却等のための設備ということで、こちらについても参画も整備変わらずで、文言のほうについては、
1:06:27	責任を変更するものではないということを基本設計方針に変更がないということをつけ加えさせていただいて審査対象条文とならないという記載としております。第 65 条の原子炉格納容器の過圧破損防止をするための設備についても、
1:06:44	変更理由については 64 条等同様とし、等々の記載の変更のみになりますので詳細は割愛させていただきます。
1:06:54	続きまして投資の 19 ページで第 66 条原子炉格納施設下部の熔融炉心を冷却するための設備ということで、こちらについても、
1:07:11	設計を変更するものではないと、基本設計方針にも変更がないというものを追加して
1:07:19	修正しております。
1:07:27	原子炉を格納施設の主配管については以上長なります。引き続き原子炉格納施設の原子炉格納容器電気配線貫通部のほうの変更点について説明させていただきます。投資の 21 ページからとなります。
1:07:45	4 条につきましては、言うとしたしましては
1:07:52	残留熱除去系配管と同様の記載が変更となりますので説明は割愛させていただきます。第 5 条の地震による損傷の防止ですけれども、
1:08:03	こちらについては要否判断のほうを 0 から参画とさせていただいております。
1:08:10	理由といたしましては電気配線貫通部の改造では
1:08:16	発電用原子炉及びその附属設備の技術基準の一部改正に定める耐震性に関わる設計変更するものではないと、それ自身に損傷から防止する基本設計方針についても変更がないことから審査対象条文とならないというふうに再整理しております。
1:08:34	第 6 条の津波による損傷防止については、残留熱除去系配管の変更理由と変わりありませんので詳細説明は割愛させていただきます。第 7 条の外部からの衝撃による損傷防止についても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:51	残留熱除去系配管等と同様の記載の変更になっておりますので、割愛させていただきます。21 ページは以上となります。
1:09:01	22 ページですけれども火災による損傷の防止ですけれども、こちらは容器判断を参画から②修正させていただいております。理由につきましては、
1:09:15	残留熱除去系配管等同様ですので割愛いたしまして、第十二条の溢水に
1:09:22	による損傷防止についても参画変更管理がすでに上のほうは残留熱除去系配管で説明した通りですので詳細は説明は割愛させていただきます。第十三条の安全避難通路等ですけれども、こちらも
1:09:40	残留熱除去系配管の説明と同様になりますので割愛させていただきます。
1:09:48	次に通し番号 23 ページとなります。第 14 条の安全設備ですこちらについては要否判断のほうを参画から丸に修正しております。
1:10:01	理由につきましては残留熱除去系配管で説明。
1:10:07	二通りの内容となりますので、最終的に審査対象条文とするという形で修正しております。第 15 条の設計基準対象施設の機能ですけれども、こちらも
1:10:19	タンクから丸に再整理しております。
1:10:25	最終的な理由といたしましては残留熱除去系配管と同様で審査対象条文とするというふうに修正しております。
1:10:34	第 17 条の材料及び構造
1:10:38	については要否判断については 0 から参画に再整理しております。理由といたしましては原子炉格納容器電線貫通部の一部改造では実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準の一部改正に定める内容量及び構造
1:10:58	こもる設計に変更するものではないと、また、材料及び構造に関する基本設計方針についても変更がないことから審査対象条文とならないということで参画に再整理させていただいております。
1:11:12	24 ページ答申 24 ページは変更ございません。答申 25 ページも変更ございません。
1:11:19	投資 26 ページ、第 44 条原子炉格納施設ですけれどもこちらについても参画の整理変わらずで残留熱除去系配管でも説明した通り、設計を変更するものではないと、基本設計方針についても変更がないということで審査回収条文とならないという整理、
1:11:41	もう修文しております。
1:11:44	続きまして投資の 27 ページで第 49 条の重大事故等を対象設備の地盤ですけれども、
1:11:54	こちらについても

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:01	解析モデルの変更ないことからっていう変更ないという理由を書いてるんですけどすいません基本設計方針の変更はないという記載が
1:12:11	抜けておりますので、資料に反映して提出させていただきます。
1:12:16	第 50 条で地震による損傷の防止ですけれども、こちらについては、
1:12:25	あるから参画に再整理させていただいております理由については 5 条と同様ですので詳細な説明は割愛させていただきます。
1:12:34	第 51 条津波による損傷の防止ですけれども、
1:12:42	じゃあについては参画の制御も変わらずですので設計を変更するものではないと、基本設計方針についても変更がないというものも追加しております。
1:12:52	第 52 条火災による損傷の防止ですけれども、こちらについては参画から丸に再整備しております理由については残留熱除去系配管と同様ですので詳細は割愛させていただきます。27 ページ以上です。
1:13:10	28 ページ第 54 条を重大事故等対処、
1:13:16	設備ですけれども、要否判断についてはこちらについては参画から丸に再整理させていただいて、理由のほうは残留熱除去系配管と一緒にですね詳細は割愛しますが、最終的に審査解消条文とするというふうに記載しております。
1:13:33	第 55 条材料及び構造ですけどもこちら要否判断については 0 から 3 にしております。ユニーについては 17 条と同様ですので、詳細の説明は割愛させていただきます。
1:13:48	続きまして投資ね 29 ページ第 64 条を原子炉格納容器内の冷却等のための設備ですけれども、こちらについては参画の整理変わる税につきましては、残留熱除去系配管等同様となりますので詳細は割愛させていただきます。
1:14:08	第 65 条原子炉格納
1:14:11	この過圧破損防止するための設備についても参画載せ
1:14:16	変わらずで、日本につきましては残留熱除去系配管と同様ですので割愛させていただきます。
1:14:26	きっと。
1:14:29	第 66 条の原子炉格納容器の
1:14:35	溶融炉心を冷却、
1:14:37	そのための設備ですけれども互助参画の整理変わらずですけれどもすいません理由のほうに影響を与えるものではないということと基礎基本設計方針に変更がないという文言は
1:14:52	反映し切れておりませんでしたので資料に反映して修正して提出させていただきます。
1:14:58	その他 30 ページ変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:03	31 ページ変更ございません。
1:15:06	補足 1 の本文の説明は以上となります。
1:15:19	はい説明ありがとうございました。それでは確認事項のほうですね。
1:15:32	原子力規制庁の宮尾です。ちょっと何点か確認させてください。ちょっと
1:15:39	えーとですね。
1:15:41	通しページの 26 ページ。
1:15:45	終了
1:15:46	10 ページのほうがいいかなと 10 ページのほうで原子炉格納施設これ参画になってます。ちょっと。
1:15:52	我々のほうでの 3 配るの
1:15:57	敷地なんですけど。
1:15:59	ゲート今回の主配管の改造を原子炉格納施設の主配管が原子炉格納施設の一部も含んでるんですけど。
1:16:09	これを参加国指定でバウンダリを回れにしているっていう違いがちょっとわからなくてそこを教えてください。
1:16:23	2 本以上
1:16:26	新たに東海発電所思いでございます。
1:16:29	バウンダリを 0 にしているのはバウンダリの中の改造があるということでバウンダリ
1:16:35	については 0 で整理させていただいてるんですが、原子炉格納施設Ⅱ、
1:16:41	については、格納容器スプレイ系の配管を敷設するという式あるせずしてあるものに対しての改造になりまして、44 条の要求はあくまで施設することというのは、条文要求だと思っておりましたので、
1:17:00	その点については参画で 32 条同伴 13 条と。
1:17:07	同様に参画で現在は整理させていただいているというところになります。以上です。規制庁読み合わせわかりました。違いを図りました後ですね、ちょっと
1:17:20	後ろの資料とかホール法であるんですけど、7 ページのところ、
1:17:28	19 条のところであまりとお聞きしたいのもうちょっと中身の話をすると。
1:17:33	後ろの
1:17:36	658 ページ、通しの 658 ページに第 19 条のルーターシノ等による損傷の防止というところの説明がありますので、
1:17:47	中身についてというより、660。
1:17:52	3 ページのところに行って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:55	これ、既工認の資料が多分はって説明書が書いてあって、評価範囲っていうところに、要はこれ、既工認のときは、原子炉冷却圧力バウンダリー部が拡大することに伴ってっていうところに、
1:18:11	焦点が合っとなお書きで、それ以外のところは、こういう設計に問題ないことを確認しているってことになってるんですけど、今回の改造はいえっと、
1:18:25	あれちゃうルールも含めた 8ヶ所柔軟箇所 の範囲の中で、
1:18:30	評価対象範囲として今回圧力まで 1 拡大範囲に入っているものはないという認識で誤記だけでいいという認識ですかね。
1:18:54	はい、日本原子力発電東海第 2 発電所の森でございます。当東海第 2E班のほうで今の御質問回答可能でしょうか。
1:19:08	ちょっと待ってください。
1:19:22	発電所のタカシマです。すみませんもう一度今の質問については、ROARPV のバウンダリー拡大範囲に入るとい質問の趣旨でしょうか。
1:19:33	そうではなくて、今回の改造する箇所。
1:19:38	10 何ヶ所あると思うんですけど、それが当機構に要は依然以前とか前に。認可を受けている設工認では、そこを中心にRCPBの格段範囲の確認という形で既工認の認可を受けてると思うんですけど。
1:19:55	私が確認したいのは、RCPB部位の格段範囲の配管が今回の改造に含まれているか含まれてないからそこを教えてくださいということです。
1:20:12	漏れてない。
1:20:38	すみませんあの発電所のタカシマです。今回の改造範囲については含まれております拡大範囲の中には含まれてないというか、わかりましたねと、であれば、要はその既工認からの変更の中にそれを明確にしといていただきたいなと思っていて、洋三、
1:20:59	まず前提としてはRCP部RCP部位の格段範囲んんの対象配管の改造まずないっていう前提で今回の配管の評価についてもこのなお銀行の中で問題ないと確認しても問題ないので。
1:21:14	今回は評価対象評価変更がないことを確認したっていう紙面にしないと前回の既工認とのからの変更がないってところの大前提が少しちょっと不明なところがあるので、そこは
1:21:31	補足 1 と後ろの資料で明確にさせていただきますかね。
1:21:36	いいですか。
1:21:43	日本技術発電東海第 2 発電所がおもりでございます質問の趣旨理解しましたので
1:21:52	補足 1ー添付書類に反映させて提出させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:58	よろしく申し上げます。私のほう以上ですはい。
1:22:11	規制庁の同意ですけれども、
1:22:17	私のほうで確認させていただきたいのは
1:22:23	32 ページのA3 の紐付費用の方も大丈夫でしょうか。
1:22:34	日本原子力発電の小森でございます大丈夫でございます。ここの低とですね
1:22:42	黄色のところなんですけれども添付書類のところ黄色にひもづけられているのが添付しない書類でもグレーだのが添付しない。
1:22:54	書類で括弧、今回の改造に関係ない条文であるんですけれども、黄色のところも余剰分単位では
1:23:04	関係あるんだけれどもこの黄色の添付書類は特に変更箇所に対して、関係するものではないので添付しないというようなリッカー入れよろしいでしょうか。
1:23:19	日本原子力発電等倍第 2 発電所行為でございます。そのような認識に問題がございます。
1:23:26	ません今回ですね。紐付け表に関しては残留熱除去系等電気配線貫通部間違っているとちょっとわかりにくいところもありましたので、二つに分けさせていただいております。
1:23:42	説明の方さしていただきますと、条文番号のところCi黄色でハッチングされているものは、
1:23:52	補足 1 の説明書の中で参画と整理させていただいている情報でオレンジ色でハッチングしていただく部分については、
1:24:06	オレンジ色でハッチングしてる部分については 0 で整理させていただいております。32 ページの
1:24:16	資料を見ていただくと青文字の中で、
1:24:22	青いにハッチングの中で、すいませんと実際の添付書類のほうに行きまして、青色のハッチングされている中でも 4 乗とかで赤文字で
1:24:34	記載してある添付書類については前回のヒアリングですちちょっと添付書類のひもづけを再整理していただきたいというところと言われていた認識ですので
1:24:49	赤文字入ってるとこは添付書類の
1:24:54	中で記載してある、説明書については会おうハッチングの赤文字で再整理しておりますので、52 まして耐震性に関する説明書で緑色ハッチングがあると思うんですけども、こちらについては、
1:25:13	この 5 条の説明をする際に必要な添付書類に変更がある場所を明示させていただいておりますので、そういったことの修正をして少し整備したつもりでございます。以上、説明以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:33	はい。ありがとうございます。私からは以上です。
1:25:38	あと次の説明とかはございますでしょうか。
1:25:47	補足 2ー
1:25:50	説明がございまして不足につきましては、今説明したプレート補足一井。
1:26:01	あと紐付け表に関連する書類の方をすべて反映した形で提出させていただいております。
1:26:11	ノーで
1:26:14	変更点については黄色ハッチングが
1:26:17	ありますけどもあと御説明
1:26:22	は
1:26:25	それとあ、ごめんなさいそれですいませんやはり
1:26:28	特にについては、赤とそういった形で修正しております。こちらから一つ確認させていただきたいのですが°Cでしょうか。
1:26:37	はい、お願いします。
1:26:40	それと、今回Head補足 2 のほうにつきましてちょっとあの原電側に迷っているというところがですね今回の申請範囲は原子炉冷却系統施設原子炉格納容器大きい。
1:26:56	原子炉格納施設の二つ施設だと思っております、補足 2 のほうの
1:27:04	説明資料には原子炉冷却系統施設等原子炉格納施設の添付書類の変更前後をつけさせていただいております。一方で添付 1ー1 棟。
1:27:20	添付書類思い出さ補足 1ー添付書類の中で、11 条と 12 条の御説明をするのに火災防護 5 条の
1:27:33	火災防護区域と区画が入ってる図面等あと溢水防護施設について、図面の確認しているのですが、こちらについては
1:27:45	補足 2ー例えば閉と 1200
1:27:53	34 ページ等見ていただけているとですね別表第 2 で原子炉冷却系統施設とあるんですが、こちらにですね配当その他の施設としての
1:28:06	火災等、溢水のほうを追加して資料を
1:28:12	Rayleighエーツて見える化するべきか、ちょっと申請範囲に火災と溢水が入ってないので、こちらに加久藤なんかなんで火災と 1 が申請範囲に入っていないのかっていう議論が出そうなので、ちょっとどうしていか悩んでるところがありましてその点ちょっとお考え。
1:28:32	対応を教えていただけると非常に助かるんですけども、ちょっとお願いできるでしょうか。
1:28:49	。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:52	はい。
1:28:58	規制庁の宮尾です。ちょっと今言われたことがよくわかんなかったんですけどその 1234 ページで別表第 2 の多分その、
1:29:06	命じた図面及び系統図の中に火災の図面と溢水の詰めを入れようか入れたらいいかっていう話をされたってことですか。
1:29:17	日本原子力発電の小森でございます。別表第 2 のお願い 1234 ページの原理系統施設じゃなくてここにまた新しい系統目として、火災として、とかさに関わる明示した図面というのも、
1:29:34	記載した方はよろしいですかという。
1:29:38	整理の仕方の名 4 ですけど、それを機構にここにはつけてないですよ、つけてたんでしょうけど、配当工認ではその他の
1:29:49	設備として火災防護の施設として提出させていただいております。
1:29:55	見落とすへとちょっと今の質問をもう 1 回確認をこの現例経営に関わる機器が入って準備済み及び系統図の既工認で示した図の中に、要はこの該当として火災と溢水を機構につけてたのですかっていう質問なんですけど。
1:30:16	つけておりません日別施設として、
1:30:21	提出しております。
1:30:24	であれば別にあえてここに付ける必要はないと思うんですけど、で火災と溢水は逆にどこについてたんでしょう。
1:30:33	申請範囲としては当格納施設の次のその他発電用原子炉施設を防護の対象設備の中の火災防護設備等へ溢水防護施設で提出しております。
1:30:52	秒ですけど。
1:30:54	それは今ここで補足の 2 でどこ、どのページ時間でしたっけ、そこに入ってないということで、ごめんなさい今はすみません言っというてないです。
1:31:07	日程ないので、すみません火災防護施設指定を追記して
1:31:17	BEAますという
1:31:20	申請範囲がちょっと原理とか区の西本で別表第 2 の
1:31:26	当所としての申請範囲として補足に溶接を作っていたつもりでしたので火災等必要を入れたときに、
1:31:36	入れていいものかというのがちょっと悩んでいたところがありまして、御確認させていただいたということです。
1:31:46	すみませんちょっと私も今言われてることがよくまだ理解できてないんですけど、時工認で今言われている火災と溢水の図面っていうのは、別表第 2 のどこに入ってたんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:04	日本原子力発電、小此木です。その他発電用原子炉施設の部分となります。返戻格納ではなくて、その他の章立ての部分となります。
1:32:22	だからこのこの資料には入れらまだ入って補足2のこの表の中には入っていないと言われてるところですね、その通りでございます。
1:32:34	上のマツモトです。ちょっと今、
1:32:36	よろしいでしょうか。
1:32:38	はいどうぞ。
1:32:40	その今のうちの小森のほうの
1:32:43	発言は腎臓今現レート格納の今日しかお出ししていないので、
1:32:48	先ほど申し上げた火災防護ですとか、雨水の図の添付で作るようには今補足2の中に見えてませんと、その中でボトムが捕捉タンクローリの説明が使ってるんで、添付として出していくことを考えているんですが、
1:33:04	さっき、今の補足の整理は別表第2号との整理になっていて、火災とか溢水というその他の設備に関して、ここで記載してしまうと。
1:33:15	申請範囲世代対象外の施設に対して何か出してるように見えてしまうのでそこをちょっとどうしてもかなということ考えていたというような整理でいいので。
1:33:25	可能性と布田今回出すので。そんな申請設備かかわらず出すものが、この補足資料の中のこの表の中で規制するということであればそのままを整理してお出ししたいというふうに考えてございます。
1:33:43	ちょっとはですよ。
1:33:54	これ火災も溢水も図面については変更なかったんじゃないかなったんでしょうか。
1:34:00	マツモトでございます図面の変更はございませんが、原稿がないという要は遠い。
1:34:07	行政の説明の中で引用しているものとしてされと今回変更ないという意味での提出を考えております。
1:34:15	わかりました。ちょっと私、
1:35:02	11条の敷設名称で
1:35:07	今回つけないとしている。
1:35:14	現発電用原子炉で火災防護に関する説明書か。
1:35:19	説明書かな。
1:35:21	の中には確かもともと
1:35:23	その配置図と入ってたんじゃないかなったんでしたっけ。
1:35:33	日本原子力発電の小森でございます。説明書としては入っております。
1:35:41	逆にこれがここに、これ今担って添付する書類に変更はないって言うのだったんですよこれね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:50	5名と32ページね。
1:35:54	そうですね、変更はなくて、
1:35:56	提出はさせていただくんですけども補足2に
1:36:04	火災別表第2の火災防護施設という文言を追記している図面を追記した場合に今回あくまで申請範囲が原子炉冷却系統施設を格納施設だったのでもちよつとそちらとそこが出ないかなというところを気にした。
1:36:25	次第でございます。以上となります。
1:36:33	ちょっと
1:36:53	規制庁ミヤモトですけど、私の認識は多分今のままで送ってまず前提としては申請範囲の種別表第2に基づくものをまずつけてくださいというのが絶対等で火災訂正については御そもそもその影響がないという
1:37:11	説明書の説明書を添付添付として、
1:37:16	添付か添付として付けるんだの付けるんで、そこでいってれば特にその図面をわざわざつくる必要はないかなと。
1:37:25	思いますけどいかがですか。
1:37:33	日本技術開発の小森でございます。はい、わかりました。その認識であれば図面は
1:37:40	要は、今回火災と溢水のほうはしないというところですね表現についても少し資料のほうは反映させていただいてぶん提出のほうに整備させていただきま
1:37:57	だから、
1:38:01	それと、妙ですけど、あくまでも既認可から変更しないという書類がつくものについてはそこで多分拾い上げてははずなので、要はプラスアルファは基本的にもととのマニュアルに沿ってマニュアルとか別表第2の別表第2に沿って、
1:38:20	提出していただければいいのでそこにちょっとイレギュラーなものを入れてしまおうと何に基づくものがあるればまた話がややこしくなると思いますので、そこは事業者の方でよく精査していただければねをちょっと私さっきの認識が私の認識としてはそうかなと思いますので、
1:38:36	よろしく願います大丈夫ですかね。
1:38:41	日本軍週間もう以上でございます。はい。今の御説明で理解できましたのでそのように整理させていただきます。ありがとうございます。
1:38:51	ほかに何かあります。先ほど皆川のほうで質問した回答というのは、今日できそうですか。
1:38:58	原電の松本でございます今ちょっとこちらのほうで受該当します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:03	すいません原燃の鶴田でございます。一つ、先ほどあの連携の
1:39:10	分類としてですから制限方向の分類ですけれども、分類として、従来評価にてついでに方向の地震力を考慮しているの、警備として整理されてますんでもらいたいテーマ従来評価方法っていう話なんですけど。
1:39:26	今、ちょっと補足には便器からの計算書とかというの前のでちょっと補足に確か今回のこの五条のところにわかるように足し込ませていただきたいと思います。以上です。
1:39:44	原子力規制庁のみをですねと先ほど言った従来評価ページ数 86 ページの重量評価にまで電気ビルの従来評価について政府水平 2 方向の地震力を考慮しているものでっていうところについては補足資料で、その従来評価っていうものを
1:40:02	追加して説明するという認識でよろしいですかね。
1:40:06	原電の鶴田でございます。ご認識の通りでございます。
1:40:11	はいわかりましたじゃあえっと提示しておいて内容確認します。
1:40:16	これ、
1:40:18	あと、
1:40:25	はい通すそれではこちらからの確認事項は以上ですけれどもあと何か補足で説明等ございますでしょうか。
1:40:47	。
1:40:49	現在のアリモリでございます。
1:40:51	発電所どうぞそれぞれ発電所のマツモトでございます。こちら特にございませんが、この遅く一覧を除く申請一覧の案というものを今準備してますので、今日も議論を踏まえて再整理したもので申請をしていただきたいと思います。
1:41:10	それでは以上で本日のヒアリングを終わりにいたします。お疲れ様でした。
1:41:20	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。